

第 1 章 日本気球連盟

1.1	趣旨	1-1
1.2	日本気球連盟のしくみ	1-1
1.3	事業内容	1-1
付録	日本気球連盟会則 理事及び役員に関する細則 会費に関する細則 理事選挙並びに選挙管理委員会に関する細則 安全委員会に関する細則 スポーツ委員会に関する細則 事故調査委員会に関する細則 表彰に関する細則	

第1章 日本気球連盟

1.1 趣旨

この連盟は、日本気球連盟と称し、航空スポーツ団体として、営利を目的とせず、日本国内の気球愛好家の親睦を図り、気球飛行の安全と技術の向上に務め、併せてその研究を目的とします。

1.2 日本気球連盟のしくみ

日本気球連盟は、連盟の目的に賛同する会員により構成される会員制の団体です。そして、国際航空連盟(FAI)^(注 1)の正会員である財団法人日本航空協会^(注 2)に認定されている国内唯一の気球スポーツ団体です。

気球連盟における重要な案件は、会員による選挙で選出された理事と後述する役員により構成される理事会において審議され、理事による多数決により決定されます。また、会則の改定、事業計画、役員人事など連盟の根幹をなす事項については総会により決定されます。総会は会員であれば議決権があり、このように、非常に民主的な団体となっています。

理事の中から、理事長と副理事長が互選され気球連盟の代表者となり、また、理事長が編集局長、企画局長、事務局長、会計局長、国際局長、選挙管理委員長、スポーツ委員長、安全委員長、事故調査委員長、会計監査の各役員を任命します。

気球連盟には日常業務を処理するために編集局、企画局、事務局、会計局、国際局が設けられています。また、気球分野における航空スポーツの振興のための活動を行うスポーツ委員会、気球の安全運行のための活動を行う安全委員会、気球による事故の防止のための活動を行う事故調査委員会がおかれています。各委員会は委員長と委員長に任命された委員により構成されます。

1.3 事業内容

1) 国際航空連盟(FAI)気球部門での活動

FAI気球部門での日本代表としての国際交流や、各国のバルーンリスト、バルーンクラブ等との情報交換などを行ないます。また、国際気球委員会(CIA)に日本代表を派遣します。

2) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営

飛行技能の検定を行ない、熱気球操縦士技能証明の発行を行います。また、気球登録証の発行を行います。

3) 気球の運航に関する研究と運営

日本国内における、スポーツ気球飛行の安全と、その技術の向上を図り、併せてその研究を行ないます。

4) 気球に関する講演会、展示会などの主催、公認および後援

各種講演会、写真展示会、映写会等の開催、公認、後援を行います。

5) 気球競技会的主催、公認および後援

熱気球大会、日本選手権の開催、公認および後援を行います。

6) 気球に関する調査研究及び情報交換

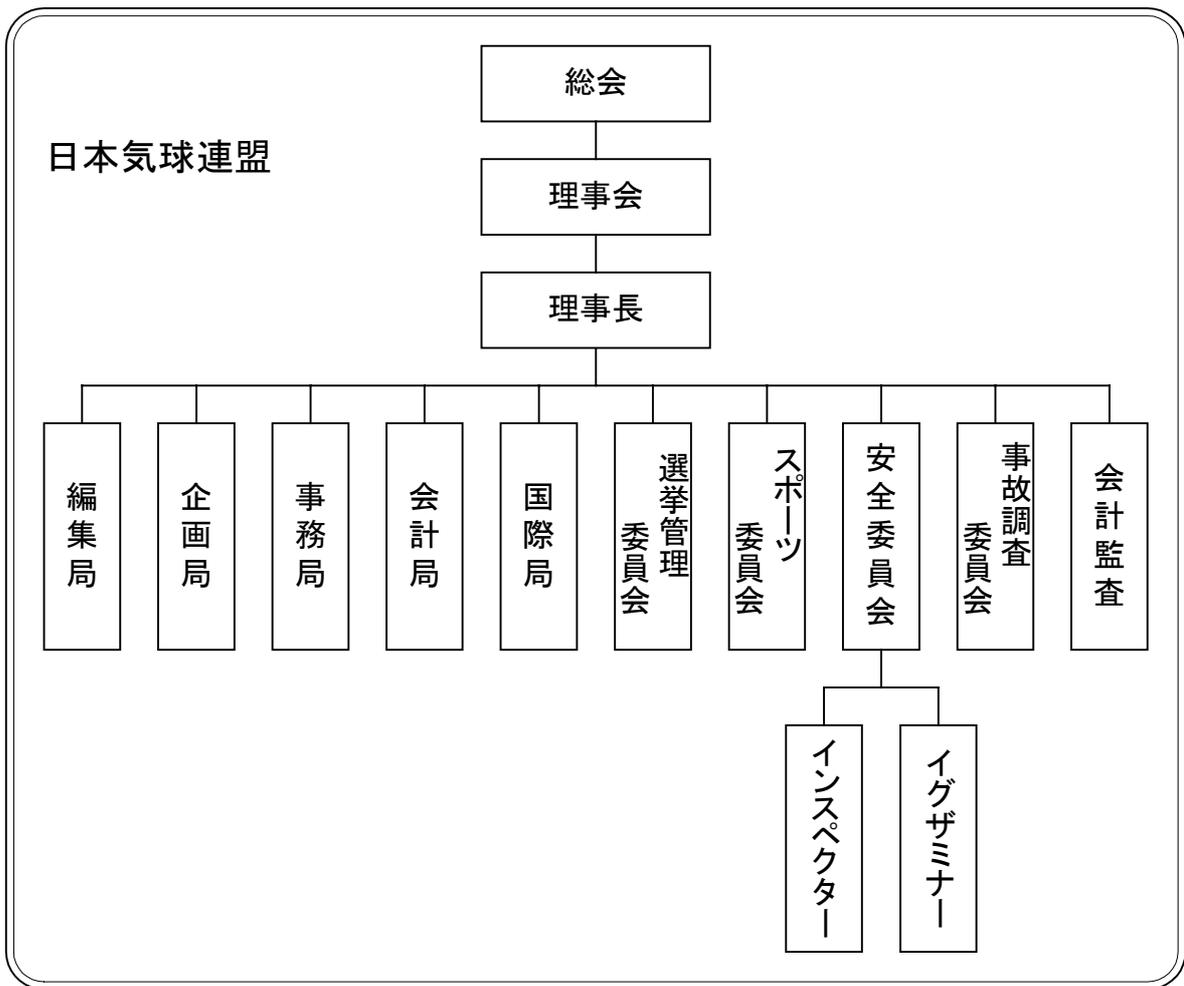
Pu/t 講習会、指導者講習会、事故セミナーなどの講習会的主催、公認、後援を行います。

7) 機関誌の発行

日本各地の会員の活動や国外のバルーンリストの情報、また気球や航空関係のニュース等を掲載した機関誌を発行します。

8) 上記に付帯する一切の事業

その他、この連盟の目的達成のために必要な事業を行います。



日本気球連盟 組織図

注1) 国際航空連盟(FAI)

航空スポーツ、航空飛行記録および宇宙飛行記録を管理する唯一の国際機関であり、各国の航空協会が会員となっている。

FAIスポーツ規定(FAI Sporting Code)により、航空スポーツの記録や競技会などを規定している。FAI公認の世界選手権、国際競技会等に参加する場合や、日本記録、世界記録に挑戦する場合は、スポーツ規定に定められたFAIスポーティング・ライセンスが必要である。日本では、日本気球連盟の熱気球操縦士技能証明をもとに、(財)日本航空協会より交付を受けることができる。申請書は(財)日本航空協会のwebサイトより入手できる。

注2) 財団法人日本航空協会

国土交通省を監督官庁とする日本の航空スポーツを支援する機関であり、FAIの正会員である。FAIスポーツ規定において、国内航空スポーツ管理(National Airsports Control)を行うFAI会員をNACとよんでいるが、(財)日本航空協会が日本におけるNACにあたる。

日本気球連盟会則

日本気球連盟会則は、日本熱気球連盟として発足した1973年9月7日より施行された日本熱気球連盟会則をもとに作成され、1977年春より施行、その後、改正が加えられたものである。

1979年10月	改正	1993年4月	改正
1980年6月	改正	1994年4月	改正
1982年6月	改正	1996年4月	改正
1986年4月	改正	1997年4月	改正
1989年4月	改正	1998年4月	改正
1991年4月	改正	2000年4月	改正
1992年4月	改正	2008年1月	改正

第1章 総則

- 1-1 この会は、日本気球連盟(以下「連盟」という)と称する。
- 1-2 連盟は、営利を目的としない航空スポーツ団体として、気球愛好者の親睦を図り気球飛行の安全と技術の向上に務め、併せてその研究を目的とする。
- 1-3 連盟の主たる事務所を、東京都港区新橋1丁目18番2号 財団法人日本航空協会内におく。

第2章 事業

- 2-1 連盟は、1-2の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1) 国際航空連盟(F.A.I.)気球部門での活動
 - 2) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営
 - 3) 気球の運航に関する研究と運営
 - 4) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援
 - 5) 気球競技会主催、公認および後援
 - 6) 気球に関する調査研究及び情報交換
 - 7) 機関誌の発行
 - 8) 上記に付帯する一切の事業

第3章 会員

- 3-1 連盟には、連盟の目的に賛同する人は誰でも入会し、会員になることができる。
- 3-2 会員は、会費のほか定められた費用を納めなければならない。既納の会費及び諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3-3 会員には、正会員・家族会員・法人会員の区別を設定し、それぞれの資格や運用の詳細は、理事会によって定められる。
- 3-4 会費の額やその他連盟がその事業の為に定める費用の額は理事会によって定められる。
- 3-5 会員は、会則・細則・規定・制度等を守らなければならない。
- 3-6 本連盟の主旨及び会則に著しく反する行為のあったときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意をもってこの会員を除名することができる。

第4章 理事及び役員

- 4-1 理事
 - 1) 理事の任期は2年とし、1年毎に半数が改選される。ただし再選を妨げない。
 - 2) 理事は、理事候補者のなかから、3ヶ月以上入会している会員の郵便による投票で選出される。

- 3) 理事候補者は、本人の同意のもとに2名以上の会員によって推薦された1年以上入会している会員でなければならない。
 - 4) 選挙管理委員会は適切な時期に理事選挙を公示し選挙を実施する。
- 4-2 理事長および副理事長
- 1) 理事長1名並びに副理事長1名は、理事会において互選する。
 - 2) 理事長は、この連盟を代表し、業務を総理する。
 - 3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 4) 理事長並びに副理事長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4-3 機関及び役員
- 1) 連盟は、第2章の事業を行なうにあたり、適切な機関を設け役員を置く。
 - 2) 連盟は、理事長の任命により会員の中から以下の役員を定める。

編集局長	1名	企画局長	1名
事務局長	1名	会計局長	1名
国際局長	1名	選挙管理委員長	1名
会計監査	1名	スポーツ委員長	1名
安全委員長	1名	事故調査委員長	1名
 - 3) 各局員並びに各委員はそれぞれの局長もしくは委員長が任命する。
 - 4) この項に定める役員および各局員並びに各委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4-4 連盟は理事長経験者の中から名誉会長を置くことができる。
- 1) 名誉会長は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 2) 名誉会長は理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。
 - 3) 名誉会長の任期は特に設けない。
- 4-5 理事ならびに4-3 2) に定める役員の職務に対しては報酬は支払われない。業務に要した経費は理事会が認めた範囲で支払われる。
- 4-6 4-3 2) に定める役員に心身の故障、その他やむを得ない事情の生じた時、理事長は理事会の同意を得てこれを解任できる。
- 4-7 4-3 2) に定める役員に欠員が生じた場合、理事会が会員の中からこれを選ぶことができ、理事長が任命する。その任期は前任者の残任期間とする。

第5章 理事会

- 5-1 理事会は定員8名の理事及び第4章で定める役員により構成され、理事長が理事会の議長を務める。また議決権は理事がこれを有する。
- 5-2 理事会は理事長が必要と認めた時、または、理事の3分の1以上からの請求があった時に理事長がこれを招集する。
- 5-3
- 1) 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ開催し議決することができない。
 - 2) 理事会の議決は、出席理事の過半数で決し可否同数の時は議長の決するところによる。
 - 3) 欠席理事の議決権に関する委任は認められない。
- 5-4 理事会は、連盟の運営に必要な事項について、細則や規定および制度等の制定もしくは改廃を行なうことができる。
- 5-5 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。
- 1) 連盟の行なう事業の基本方針の策定に関すること
 - 2) 予算の補正
 - 3) 役員を選出
 - 4) 前各号に掲げるもののほか、連盟の運営に関して必要なこと
- 5-6 理事会の議事については議事録を作成し、これを保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

第6章 総会

- 6-1 総会は、理事会もしくは会員の3分の1以上の要請により、理事長が招集する。
- 6-2 その議事は総会出席者の過半数の同意をもって議決する。
- 6-3 総会の議長は総会出席会員より選出する。
- 6-4 総会に付議すべき事項は、次の通りとする。
 - 1) 事業計画の決定と事業報告の承認に関する事
 - 2) 予算の決定および決算の承認に関する事
 - 3) 役員人事の承認に関する事
 - 4) 会則の制定および改廃に関する事
 - 5) 連盟の運営に関して重要な事

第7章 会計

- 7-1 連盟の事業に関わる経費は、各会員の会費、各種の費用及び寄付などの収入のうちから支弁する。
- 7-2 連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終るものとする。
- 7-3 会計は毎年度末に決算書を作成し、会計監査を受けた後、それを理事会に提出しなければならない。理事会は、決算に関して総会で承認を受けなければならない。

第8章 会則の変更及び解散等

- 8-1 この連盟会則を変更しようとする時は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。
- 8-2 この連盟を解散しようとする時は、理事総数の3分の2以上が出席した理事会においてその3分の2以上の同意を得た後、総会で承認されなければならない。
- 8-3 この会則はこの連盟発足の時（1973年9月7日）より、有効とする。

第9章 責任の範囲

- 9-1 この連盟は、連盟の許可・認可・証明及び依頼のもとに行われた行為であっても、その結果起こった損失に対していかなる責任も負わない。また、会員は連盟に補償を要求することはできない。

以上

理事及び役員に関する細則

この「理事及び役員に関する細則」(以下「細則」という)は、日本気球連盟会則 5-4 に基づき理事会が定めたものである。

2001年4月28日 施行

第1章 理事及び役員の任期

- 1-1 会則 4-1-1 で定める理事の任期は1月1日より翌年12月31日までとする。
ただし、任期満了後初めて開かれる理事会までは、任務を代行するものとする
- 1-2 会則 4-3-2 で定める役員の任期は1月1日より翌年12月31日までとする。
ただし、任期満了後初めて開かれる理事会までは、任務を代行するものとする
- 1-3 会則 4-3-3 で定める各局員、委員の任期は1月1日より12月31日までとする。

以上

会費に関する細則

この「会費に関する細則」は、日本気球連盟会則「第3章 会員」の第3章3-2、3-3、3-4により理事会が定めたものである。

1986年5月1日 施行

1992年5月1日 改正

2001年7月15日 改正

第1章 会員の区別

会員には、正会員・家族会員・法人会員の区別を設定する。

- 1) 正会員： 当連盟の活動を支える基盤となる会員であり、また、会員として得るべき権利をすべて保持する。
 - a) 選挙権・被選挙権を有する。
 - b) 機関誌の送付を受ける。
 - c) 操縦技能証明を申請する者は正会員でなければならない。また、操縦技能証明を有する者は、正会員でなければならない。
 - d) その他、当連盟の事業による権益を受ける。
- 2) 家族会員： 正会員の家族の負担を軽減することにより、当連盟員の会員数の増加を計るために設定する。
 - a) 選挙権・被選挙権・総会の議決権を有しない。
 - b) 機関誌の送付を受けない。
 - c) 操縦訓練を受けることはできるが、操縦技能証明を申請できない。
 - d) その他、当連盟の事業による権益を受ける。
 - e) 家族会員は、正会員の2親等以内でなければならない。また、家族会員の有効期限は正会員の有効期間内とする。
- 3) 法人会員： 当連盟の活動を協賛する団体の権益を保護するために設定する。
 - a) 選挙権・被選挙権・総会の議決権を有しない。
 - b) 機関誌を5冊送付される。
 - c) 操縦訓練を受けることはできない。
 - d) 1年間につき1回、全会員の郵送ラベルを利用することができる。
 - e) その他、当連盟の事業による権益を5人分まで受けることができる。ただし、当連盟の目的に反しない範囲とし、理事会による制限を受ける。

第2章 会費

会費を以下のように設定する。

- | | | |
|---------|----|---------|
| 1) 正会員 | 年額 | 4,000円 |
| 2) 家族会員 | 年額 | 2,000円 |
| 3) 法人会員 | 年額 | 40,000円 |

第3章 会費の割引制度

- 1) 団体割引： 同時に10人以上の入金がある場合、入金される会費の総額の1割を割引する。
 - a) 正会員・家族会員を対象とし、法人会員には適用しない。
 - b) 会費以外の費用には適用されない。

第4章 会費の取り扱い

- 1) 入会金は廃止する。間違って入金された場合は、寄付金として処理する。
- 2) 会員の有効期限は入金日を基準とし、翌年同月末を1年間として扱う。原則として、最大5年分までの入金を受け付ける。
- 3) 有効期限前に入金された会費は、自動的に期間を延長する。既に期限の切れた会員については、入金日を基準にする。

第5章 入金日

- 1) 郵便振替の場合は、郵便局の受領日を入金日とする。
- 2) 現金を会計もしくはその代理の者が直接受領した場合は、その日を入金日とする。
- 3) 現金書留などが日本航空協会経由などの為、会計もしくはそ代理の者が受領するまでに1ヶ月以上要した場合、受領日を入金日とする。

第6章 預り金の取り扱い

- 1) 新規会員の場合もしくは失効中の継続会員の場合
1年分を当年度会計の会費収入とする。
以降の分はそれぞれ以降の年度分の預り金として扱う。
- 2) 入金した会員が継続会員で有効期限内の場合
その有効期限が当年度の11月末以前の場合は、1年分を当年度収とし、以降の分はそれぞれ以降の年度の預り金として扱う。
有効期限が当年度の12月以降の場合、すべて翌年度以降の預り金とする。

第7章 郵便振替送金手数料の連盟負担

郵便振替を利用して日本気球連盟に送金する場合、「加入者負担用紙」を利用したものに限り送金手数料を連盟で負担する。

以上

理事選挙並びに選挙管理委員会に関する細則

この「理事選挙並びに選挙管理委員会に関する細則」(以下「細則」という)は、日本気球連盟会則4-1、4-3-1)、に基づき理事会が定めたものである。

1992年5月1日 施行

1999年9月12日 改正

第1章 目的

1-1 この細則は、日本気球連盟理事選挙を円滑かつ公正に管理運営するために定められている。

第2章 構成

- 2-1 日本気球連盟選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という)は、選挙管理委員長1名と管理委員若干名をもって構成する。
- 2-2 選挙管理委員長(以下「委員長」という)は、理事会が任命する。
- 2-3 選挙管理委員(以下「委員」という)は、永年に渡り連盟の目的・内容・組織等に精通しており、1年以上日本気球連盟会員である者から、選挙管理委員長が任命する。
- 2-4 委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

第3章 業務

- 3-1 選挙管理委員会は、委員長が必要と認めるときに委員長がこれを招集する。
 - 1) 選挙に関する日程を確定し、理事会に具申する。
 - 2) 選挙告知、立候補受付、投票並びに開票集計などに関する一切の業務を行なう。
 - 3) 有権者数、投票者数、各立候補者の得票などの選挙結果を有権者に告知する。
 - 4) 投票の結果に基づく当選者の確定、ならびに有権者への告知を行なう。
 - 5) 立候補者数が選挙の定数以下の場合、無投票当選の決定を行なう。
 - 6) 上記に付帯する一切の業務を行なう。
- 3-2 選挙管理委員会の議事については議事録を作成し保存する。

第4章 日程

- 4-1
 - 1) 選挙に関する日程は委員長により連盟理事会に具申され、理事会の決定の後、発効する。
 - 2) 選挙に関する日程とは以下のものをいう。
 - a) 選挙公示日 (原則として、投票締切日の10週間から15週間前頃とする)
 - b) 立候補締切日 (原則として、投票締切日の5週間から10週間前頃とする)
 - c) 投票用紙発送予定日 (原則として、投票締切日の3週間前頃とする)
 - d) 投票締切日
 - e) 開票予定日 (原則として、投票締切日の4週間以内とする)

第5章 有権者並びに投票方法

- 5-1 選挙公示日の前月末の時点で、日本気球連盟正会員である者を有権者とする。
- 5-2 有権者は、各選挙において1票の投票権を有する。
- 5-3 投票用紙並びに立候補者および推薦文は、選挙管理委員会より有権者に直接郵送される。
- 5-4 有権者は、投票の締切日までに投票を終えなければならない。
- 5-5 有権者は、立候補者1名に○印をつけて、投票用紙を郵送することで投票を行なうものとする。2つ以上の○印をつけた投票用紙は無効とする。

○印以外の印が付けられた場合、その印のみを無効とし、1票に数えない。

- 5-6 投票締切日の翌日以降の消印の投票用紙、郵便局の消印のない投票用紙、選挙管理委員会が正規の投票用紙である認めた以外の投票用紙は、無効とする。
- 5-7 疑問の生じた投票用紙の取り扱い並びにその有効無効の決定は、選挙管理委員会が行なう。

第6章 理事の立候補資格および手続き

- 6-1 該当する選挙公示日より1年以前に日本気球連盟に入会している日本気球連盟正会員とする。
- 6-2 立候補する会員は、2名以上の会員の推薦を必要とする。
- 6-3 立候補に必要な書類。
 - a) 立候補文、400字づめ原稿用紙で2枚以内。
 - b) 有権者1名の推薦文。400字づめ原稿用紙で1枚以内。
 - c) 有権者1名の推薦。(葉書に○○推薦と記入し捺印)
 - d) 立候補文には、下記の内容を記載する。
住所、氏名、年齢、職業、日本気球連盟に関する役職歴
 - e) 立候補者顔写真(自動車免許と同等もしくはそれ以上の大きさ)
- 6-4 推薦人の資格は、以下のように定める。
 - 1) 有権者で6ヶ月以上の会員でなければならない。
 - 2) 下記の条件に該当する会員は、推薦人になることができない。
 - a) 本人が該当する選挙に立候補している場合
 - b) 該当する選挙で他の候補者の推薦人になる場合
 - c) 該当する選挙で改選の対象とはならない現職の理事である場合
- 6-5 全ての書類は、立候補締切日までに郵送で委員長まで提出されなければならない。

第7章 選挙定数

- 7-1 会則5-1に定められている理事定数8名のうち半数の4名を各選挙の定数とする。
- 7-2 公表された立候補締切の時点で立候補者数が選挙定数以下の場合、無投票とし、該当する年の理事選挙は行なわない。選挙管理委員会は、その決定を速やかに有権者に告知しなければならない。
- 7-3 無投票当選の結果、理事定数の満たない場合、補欠選挙は行なわない。また、翌年の理事選挙でもこれを補充する選挙は実施しない。

第8章 当選

- 8-1 得票数の上位4名を当選とする。
- 8-2 委員長は、速やかに開票結果を立候補者並びに有権者に告知しなければならない。
- 8-3 得票数が同数で上位4名が確定できない場合、委員長の指揮のもとで、該当立候補者の抽選により当選者を決定するものとする。

第9章 細則の変更

- 9-1 この細則を変更しようとするときは、理事会で承認されなければならない。
- 9-2 この細則は、1992年5月1日より有効とする。

安全委員会に関する細則

この「安全委員会に関する細則」は、連盟の事業目的(会則第2章)に基づき、日本気球連盟会則4-3-1)、5-4により理事会が定めたものである。

1992年5月1日 施行
2001年4月28日 改正

第1章 目的及び事業

- 1-1 安全委員会(以下「委員会」という)は、気球の安全運航に必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行なう。
- 1) 乗員の技能検定の研究と運営、機体の耐空性審査の研究と運営
 - 2) 気球の運航に関する研究と運営
 - 3) 気球に関する講習会、展示会などの主催、公認および後援
 - 4) 気球に関する調査研究及び情報交換
 - 5) 上記に付帯する一切の事業

第2章 構成

- 2-1 委員会は、安全委員長1名と安全委員若干名をもって構成する。
- 2-2 安全委員は、連盟の目的・内容・組織等に精通している者で、気球の飛行もしくは機体の構造に関して幅広い知識と経験を有する者から、安全委員長が任命する。

第3章 審議

- 3-1 委員会は、安全委員長が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上から請求があった時に安全委員長がこれを招集する。
- 3-2 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

以上

スポーツ委員会に関する細則

この「日本気球連盟スポーツ委員会に関する細則」(以下「細則」という)は、日本気球連盟会則4-3-1)5-4に基づき理事会が定めたものである。

1980年10月19日	「熱気球日本ランキング規定」施行
1994年4月22日	「スポーツ委員会に関する細則」に改正
1994年5月1日	改正
1996年10月27日	改正
1997年1月1日	改正

第1章 目的

- 1-1 日本気球連盟スポーツ委員会(以下「スポーツ委員会」という)は、気球の分野における航空スポーツの振興のために必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行う。
- 1-2 スポーツ委員会は、日本気球連盟の会員が気球の競技、記録飛行並びに気球大会を行うにあたって、その活動を支援する。

第2章 構成

- 2-1 日本気球連盟スポーツ委員会(以下「スポーツ委員会」という)は、委員長1名と副委員長1名並びに委員若干名をもって構成する。
- 2-2 スポーツ委員会委員長(以下「委員長」という)は、理事長が任命する。
- 2-3 スポーツ委員会副委員長および委員(以下「副委員長」および「委員」という)は、永年に渡り連盟の目的・内容・組織等に精通している者から、委員長が任命する。
- 2-4 副委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 2-5 スポーツ委員会は、必要に応じて、専門部会もしくは専門小委員会を設置することができる。これらの部会もしくは小委員会は、委員長直属とし、委員長が管理する。

第3章 業務

- 3-1 スポーツ委員会は、委員長が必要と認めたときに委員長がこれを招集する。
 - 1) 日本国内の大会の公認、後援に関すること。
 - 2) 日本国内の気球大会の支援に関すること。
 - 3) 日本国内の気球競技に関すること。
 - 4) FAIの定める国際選手権の日本代表選手の選考に関すること。
 - 5) 競技に係る役員、競技オブザーバーの育成に関すること。
 - 6) 日本気球連盟会員の気球記録飛行の記録管理、支援に関すること。
 - 7) 記録飛行の支援並びに記録オブザーバーの育成に関すること。
 - 8) 日本気球連盟スポーティング・アワードの管理運営に関すること。
 - 9) スポーツ委員会の業務に関係した海外の情報に対応する。
 - 10) 公認大会の記録の管理
 - 11) 上記に付帯する一切の業務を行なう。
- 3-2 スポーツ委員会の議事については議事録を作成し保存する。

以上

事故調査委員会に関する細則

この「安全委員会に関する細則」は、連盟の事業目的(会則第2章)に基づき、日本気球連盟会則4-3-1)、5-4により理事会が定めたものである。

2004年1月1日 施行

第1章 目的及び事業

- 1-1 事故調査委員会(以下「委員会」という)は、気球による事故の防止に必要と思われる事項について、調査・研究及び運営を行なう
- 1) 気球による事故の原因を究明するための調査を行うこと
 - 2) 気球の事故を防止する観点から必要な調査研究を行うこと
 - 3) 調査結果に基づき、事故の防止のため講ずべき施策について勧告あるいは建議をすること。
 - 4) 気球の事故に関する講習会、展示会などの主催、公認及び後援
 - 5) 上記に付帯する一切の事業

第2章 構成

- 2-1 委員会は、事故調査委員長1名と事故調査委員若干名をもって構成する。
- 2-2 事故調査委員委員は、連盟の目的・内容・組織等に精通し、気球の飛行、機体の構造、気象情報に関して幅広い知識と経験を有する者から、事故調査委員長が任命する。

第3章 業務

- 3-1 事故調査委員会は、委員長が必要と認めたとき、委員長がこれを招集する。
- 1) 気球による事故の調査活動
 - 2) 気球による事故の分析、研究、建議
- 3-2 気球による事故の情報収集
- 3-3 委員会の議事については議事録を作成し保存する。また、議事録を会員に速やかに公表しなければならない。

以上

表彰に関する細則

この「表彰に関する細則」(以下「細則」という)は、日本気球連盟会則 5-4 に基づき理事会が定めたものである。

1993年4月1日 施行
2004年10月24日 改正

第1章 目的

- 1-1 この細則は、日本気球連盟の賞および感謝状、並びに国際航空連盟(以下「FAI」と称する)もしくは財団法人日本航空協会(以下「航空協会」と称する)の賞またはメダル等に関する推薦の取り扱いについて定める。
- 1-2 この細則では、以下の賞または感謝状またはメダル等について取り扱う。
 - 1) イカロス賞
 - 2) 丹羽賞
 - 3) 感謝状
 - 4) FAIの定める賞またはメダル
 - 5) 航空協会の定める賞またはメダル

第2章 イカロス賞と丹羽賞の選考手続きと表彰

- 2-1 各賞の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。
- 2-2 各賞の推薦者は、以下の書類を添えて毎年9月7日までに日本気球連盟事務局に提出しなければならない。
 - 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
 - 2) 該当する賞への記名の推薦状
 - 3) その業績を説明する文書資料
- 2-3 日本気球連盟理事会(以下「理事会」と称する)は、理事会で該当する賞について審議する。
- 2-4 決定された賞については、日本気球連盟総会で表彰を行なう。

第3章 イカロス賞

- 3-1 イカロス賞は、1969年に日本で最初に飛行を行なった「熱気球イカロス五号」にちなんで1981年に日本気球連盟が設定した賞である。
- 3-2 イカロス賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。
 - 1) 気球の発展への貢献
 - 2) 気球競技分野での業績
 - 3) 気球飛行記録分野での業績
- 3-3 この賞の対象者は、国籍、日本気球連盟の会員の如何を問わない。

第4章 丹羽賞

- 4-1 丹羽賞は、1991年1月11日ガス気球による単独太平洋横断飛行に挑戦し帰らぬ人となった丹羽文雄氏を記念し日本気球連盟が設定した賞である。

JBF-2006

賞の運用は、典子夫人から日本気球連盟に寄贈された寄付金を基礎としている。

4-2 丹羽賞は、以下の分野での業績が顕著であると認められた個人もしくは団体に対して授与される。

- 1) 気球の安全性もしくは性能向上への寄与もしくは貢献
- 2) 未知の空域の開拓、飛行技術の開発などへの貢献
- 3) 気球に関する新素材、新技術の研究開発または応用などへの寄与
- 4) 気球スポーツの社会的啓蒙活動もしくは安全面での貢献

4-3 この賞の対象者は、国籍、日本気球連盟の会員の如何を問わない。

第5章 感謝状

5-1 日本気球連盟は、日本気球連盟もしくは気球スポーツに著しい貢献のあった個人もしくは団体に感謝状を授与することができる。

5-2 感謝状の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。

5-3 感謝状の推薦者は、日本気球連盟事務局に以下の書類を提出しなければならない。

- 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
- 2) 該当する賞への記名の推薦状
- 3) その業績を説明する文書資料

5-4 提出された推薦について、理事会は速やかに審議を行なう。

5-5 決定された場合、妥当な方法で感謝状の贈呈を行なう。

第6章 他の団体の定める賞もしくはメダルへの推薦

6-1 日本気球連盟は、日本気球連盟に関する団体が制定する賞もしくはメダルに関して、その受賞に必要な推薦を行なう。

6-2 各賞の推薦者は、日本気球連盟の会員でなければならない。

6-3 各賞の推薦者は、日本気球連盟事務局に以下の書類を提出しなければならない。

- 1) 推薦の対象となる個人の氏名もしくは団体の名称と略歴
- 2) 該当する賞への記名の推薦状
- 3) その業績を説明する文書資料
- 4) その他、該当団体が求める書類

6-4 各賞の推薦の募集方法、推薦の締め切り、審査方法などの詳細は、賞ごとに理事会で決定し運用する。

以上

受賞者一覧

歴代イカロス賞受賞者

1981年度	島本 信雄	(1982年4月授与)
1983年度	神田 道夫	(1984年4月授与)
1986年度	Marcom FORBES	(1986年7月授与)
	宮島 剛	(1987年4月授与)
1988年度	太田 耕治	(1989年4月授与)

	神田 道夫	(1989年4月授与)
1991年度	市吉 三郎	(1992年4月授与)
1994年度	小島 啓市	(1995年4月授与)
	神田 道夫	(1995年4月授与)
	柿沼 千勝	(1995年4月授与)
1995年度	大岩 正和	(1996年4月授与)
	市吉 三郎	(1996年4月授与)
1997年度	神田 道夫	(1998年4月授与)
	竹沢 広介	(1998年4月授与)
	市吉 トシコ	(1998年4月授与)
	大岩 正和	(1998年4月授与)
1998年度	西村 正俊	(1998年11月授与)
	本田技研工業株式会社	(1999年11月授与)
1999年度	町田耕造	(2000年4月授与)
2000年度	高島 工	(2001年4月授与)
2004年度	町田 晶子	(2005年1月授与)

歴代丹羽賞受賞者

1992年度	山下 暁彦	(1993年4月授与)
	野口 一盛	(1993年4月授与)
	林田 文孝	(1993年4月授与)
	織田 高德	(1993年4月授与)
	福地 善秋	(1993年4月授与)
	島内 孝大	(1993年4月授与)
	清本 国義	(1993年4月授与)
	吉川 裕之	(1993年4月授与)
	Tomas HORA	(1993年4月授与)
1994年度	日本海横断飛行チーム	(1995年4月授与)
1995年度	小島 啓市	(1996年4月授与)
1997年度	松田 浩壮	(1998年4月授与)
1998年度	佐藤 清州	(1999年4月授与)

歴代感謝状および記念品贈呈

1993年度(上土幌大会20周年を記念して)

高橋 正一 前上土幌町長 (1993年8月贈呈)

那須 襄太郎 (1993年8月贈呈)

(佐賀佐賀インターナショナル・バルーンフェスタ並びに日本選手権10周年を記念して)

西村 正俊 佐賀市長 (1993年11月贈呈)

浅井 薫 (1993年11月贈呈)

安部 豊秋 (1993年11月贈呈)

水町 博史 (1993年11月贈呈)

川副 薫 (1993年11月贈呈)

町田 耕造 (1993年11月贈呈)

角田 正 (1993年11月贈呈)

Karl STEFAN 国際気球委員会委員長 (1993年11月贈呈)

Tom SHEPPARD (1993年11月贈呈)

Debbie SPAETH (1993年11月贈呈)

FAI モンゴルフィエ・ディプロマ受賞者

日本気球連盟連盟もしくはその他からの推薦によってFAIから授与される賞で、特に熱気球、ガス気球、飛行船の記録飛行や発展に寄与した者に授与される。

1989年	神田 道夫	(熱気球ベストパフォーマンス)
1994年	市吉 三郎	(バルーン一般への貢献)
2000年	角田 正	(バルーン一般への貢献)

FAI ポールティサントイエ受賞者

日本気球連盟からの推薦によって財団法人日本航空協会の推薦を経て国際航空連盟 (FAI) から授与される賞で、航空一般、航空スポーツ発展のためのに傾注し、団体組織等で指導的役割を果たし、その業績が顕著な個人に授与される。

1997年	大岩 正和
1998年	神田 道夫
1999年	市吉 三郎
2000年	太田 耕治
2003年	今村 佐紀夫
2004年	角田 正
2005年	小笹 純嗣
2006年	島村 幸治

FAI オノラリー・グループ・ディプロマ受賞者

航空や宇宙飛行の発展に多大に貢献した団体に授与される。

2003年	本田技研工業(株)及び NPO 法人熱気球運営機構
2005年	越後風船共和国・小千谷市

FAI エアスポーツメダル受賞者

日本気球連盟連盟もしくはその他からの推薦によってFAIから授与される賞で、世界選手権の競技運営などや航空スポーツに関する教育訓練、若年層に対する航空一般の普及・振興において顕著な功績や貢献が会った個人または団体に授与される。

1992年	今村 佐紀夫	(第44号)
	角田 正	(第50号)
1993年	島村 幸治	(第78号)
	小浜 真哉	(第91号)
	橋本 耕明	(第103号)
1995年	浅井 薫	(第104号)
	安部 豊秋	(第105号)
	金子 修一	(第121号)
1996年	那須 襄太郎	(第122号)
	太田 耕治	(第123号)
	谷岡 雄一	(第136号)
1997年	内山 陽一	(第137号)
	阪田 茂男	(第154号)
1998年	水町 博史	(第163号)
	小笹 純嗣	(第164号)
1999年	小笹 純嗣	(第164号)
	道塚 信市	(第181号)
2000年	道塚 信市	(第181号)

2001年	申山 弘	(第192号)
2002年	川副 薫	(第215号)
2003年	佐藤 昇	(第233号)
2004年	竹沢 広介	(第260号)
2005年	江川 活敏	(第287号)
2006年	松井 裕悦	(第305号)

航空スポーツ賞受賞者

財団法人日本航空協会から授与される賞で、特に世界記録もしくは世界選手権者に授与される。

1984年	神田 道夫 (距離世界記録)
1989年	神田 道夫 (高度世界記録)
1994年	小島 啓市 (距離世界記録)
1995年	神田 道夫 (距離世界記録)
1996年	大岩 正和 (滞空時間世界記録)
	市吉 三郎 (滞空時間世界記録)
1998年	大岩 正和 (滞空時間世界記録)
	市吉 トシ子 (滞空時間世界記録)
	神田 道夫 (滞空時間世界記録)
	竹沢 広介 (滞空時間世界記録)
2001年	藤田 昌彦 (ワールドエアーゲーム優勝)

(受賞年順、順不同、敬称略)

第2章 気球の歴史

2.1	魔法の煙	2-1
2.2	気球の流行・その後	2-1
2.3	スポーツとしての気球	2-1
2.4	日本人と気球の出会い—悪気を吐き出す妖怪か	2-2
2.5	日本の風船乗りたち・大プロジェクト	2-3
2.6	スポーツ・バルーンング	2-3
2.7	気球連盟発足	2-3

第2章 気球の歴史

2.1 魔法の煙

1783年の秋は、パリの街中大騒ぎだったに違いない。なにしろ夢のなかか神話の中でしか知らなかった“人間が空を飛ぶ”ということが起ころうとしていたのだから。

物理学者ジャック・A・C シャルル教授と技師のロベール兄弟は、この年、大量の水素発生装置とその水素をつめこむ気密の袋の開発を始めていた。彼らは人類で初めて空に浮かぶことを計画していたのである。

同じ頃、フランスの有名な製紙業者のジョセフ・M・モンゴルフィエは、暖炉の火にかざしてあった洗濯物が熱気に煽られてフワリとしたのを見て、ハッと気がついた。フワリと動いたのは奥さんのスカートだったという話もあるが、そんなことはどうでもよい。とにかく気がついた。彼も人類初の鳥人間をめざしている村の科学者だ。気がついたら行動は早い。弟のジャック・E・モンゴルフィエに硬式の紙製熱気球を作らせた。

ときに1783年6月5日、南フランスのアノネイで公開実験をすることになった。気球の開口部の下では、煙を効果的に出すために湿ったワラを燃やした。彼らはこの時、熱せられた空気のことば頭になくて、燃やしたときに出る煙に空気より軽い成分があるのだと信じていた。その後の彼らは、腐った肉も加えた方が効果的だと考えるに至ったそうだから、煙には大変な魔力を感じていたのだろう。とにかくこの日の実験は成功した。

一方、シャルルは1783年8月27日、パリのシャン・ド・マルス広場から無人水素気球を飛ばすことに成功した。

パリのアカデミーに招かれたモンゴルフィエ兄弟も、9月19日、国王ルイ16世の臨席のもとヒツジとアヒルとオンドリを乗せた実験気球を離陸させた。この結果も大成功であった。動物たちにまったく異常はなかったのだった。

さあ、次は人間である。人類初飛行の栄冠はシャルルがとるか、モンゴルフィエ兄弟がとるか。パリの全市民はかたずを吞んで見守っていた。1783年11月21日、先を越したのはモンゴルフィエ兄弟だった。パイロットは貴族のピラトル・デ・ロジェと軍人のアルキ・ダランデで、このときの滞空時間は約25分、飛行距離は約9キロメートルだった。この人類初の飛行に集まった見物人の数は、パリの全人口の半分ほどにもなったと言う。シャルルは、少し遅れて12月1日に成功した。パイロットにはシャルル自身になった。飛行時間約2時間、飛行距離約43キロメートル。

人類初の鳥人の1人、ピラトル・デ・ロジェは、その後シャルルの水素ガス気球に熱気球を組みあわせて飛行しようとして、これまた人類初の空の犠牲者になってしまった。人類の前に、空は未来への大きな可能性を秘めたフィールドとして、その扉を開いた。と同時に、警告も忘れなかったのである。

2.2 気球の流行・その後

モンゴルフィエとシャルルの快挙は、またたく間に世界中にひろがった。当時のパリは、まさしく気球の大流行となり、空に気球を見ない日はないとさえ言われた。

その後、ドーバー海峡横断やアルプス越えなどのさまざまな冒険、ショーマンたちによる見世物も現われる。また軍事面での利用も早くから進められた。1793年、フランス革命に成功した共和国軍が外国軍隊と戦った際のこと、“気球隊”が結成され、偵察用として大活躍したと伝えられる。アメリカでは南北戦争当時、北軍の偵察用として利用され、さらに普仏戦争でも、脱出や通信に気球を利用し、大成功を収めたと言う。

しかし、飛行船や飛行機に登場とともに、実際的な輸送手段としての気球の役割は終わってしまうのである。

2.3 スポーツとしての気球

19世紀から今世紀にかけ、気球はスポーツとして一部富裕家に愛好されるようになる。ことに1900年ごろから第1次大戦にかけてはブームを迎え、各国に気球協会ができ、レースが各地で行

なわれるようになった。そのレースの 1 つに、有名なゴードン・ベネット杯レースがある。これは長距離競争に発展し、パリからソ連のキエフ近くまで飛ぶ優勝者さえ現れた。

ところで、これらのレースに使われていたガス気球は飛ぶのに費用がかかりすぎ、一般の人たちには手の届かないものだった。熱気球は、人類の初飛行には用いられたものの、球皮内の温度を長い飛行に充分なだけ上げる方法が見つからず、ずっとガス気球の陰に隠れたままだった。現在の熱気球の原型を生み出し、気球を誰にでも楽しめるスポーツとするための突破口を開いたのは、アメリカのエド・ヨストである。彼は、近代技術を使って熱気による飛行を蘇らせようと、仲間と一緒に辛抱強く実験を続けていた。そして 1960 年、プロパン・バーナーを積んだ彼の熱気球が 9,300 フィートの上空を飛んでみせた。

以後、熱気球の開発は進み、新しいスポーツ・バルーンのブームが世界中に広がっていくのだ。ガス気球の方も改良が進み、先年は〈ダブル・イーグル V 号〉が太平洋を横断するという快挙さえ生まれている。

2.4 日本人と気球の出会い—悪気を吐き出す妖怪か

モンゴルフィエとシャルルが飛行に成功した翌年の 1784 年(天明 4 年)には、日本もおぼろげながら、その情報が伝わってくる。さらに 2 年後には怪しげな図版も伝わったりしたが、その後当分の間この国では、気球のことなど一部の蘭学者が知っていたにすぎず、あまり関心はもたれなかった。

明治に入ると、明治元年(1868 年)には玩具としての風船玉が売り出されるようになった。その後、紙製の小型のものが何回か作られるようになり、明治 10 年、西南の役において本格的な気球を必要とする機会が訪れた。熊本鎮台が西郷軍に包囲されていた時、政府は普仏戦争の時のパリ脱出の例のように気球で熊本城と連絡を取ろうと考えた。

明治 10 年 4 月 14 日、海軍が気球製作の依頼を請け、4 月 17 日から 2 日間の予定で気球製作が始まったのだった。スタッフは久留米の人、麻生武平ら 7 名であった。余談だが、麻生武平は後年海軍機関大監という、エンジニアとしては上級の管理職にまでなっているところを見ると、かなり有能な技術者であったようだ。ともあれ、5 月 21 日には第 1 回の内輪でのテストが成功し、5 月 23 日に陸軍のメンバーを呼んでの公式実験を行なった。そして西南の役も落ちついた 11 月 7 日、いよいよ明治天皇御前での実験ということになったのだが、このときは残念ながら失敗している。

明治も半ばになると、気球の興行師が日本へやってくるようになる。明治 23 年の秋から冬にかけて、イギリスのスペンサーやアメリカのボールドウィン兄弟が来日して“風船乗り”を興行したが、それを取り上げた『風俗画報』は次のように書いている。

「(軽気球)堀江と云村に落けり此処は漁夫のみ住居する村落なれば其何物たるを知らず未見聞もなき事故其驚駭一方ならず風の神過ちて袋を落たるならんと云ひ或はラッキョウの化物なりとさわかき皆々懼を以て之を乱打せしにフワフワフワと飛び行くを追廻し打擲くより球袋破壊し水素瓦斯散出するに其臭気甚いければ又驚き是は正しく妖怪の悪気を吐出すならんと逃出しもの多し此気を嗅たる者両者 3 人計り面色変り気病を發し 23 日間病りといふ」(『風俗画報』第 24 号明治 24 年) 信憑性は薄いですが、当時の一般の雰囲気を知る手掛りにはなるだろう。スペンサーの興行は大盛況だったが、それを取りはからった奥田弁次郎も、その後、主に大阪においてガス気球による自由飛行をやり始めた。明治 36 年頃にはもうかなりの飛行が行なわれるようになり、空からチラシを撒いたり、『毎日新聞』などと書いた大垂幕を下げたりする広告をやり始め、当時としてはかなり評判になったようで、広告効果も大いに上がったという。商売気が絡んでいるにしても、日本での気球の飛行に関する先任者の 1 人であることは確かだ。

その後、気球は太平洋戦争終了まで軍隊とともに歩むことになる。明治 37 年には海軍軽気球隊、陸軍臨時軍用気球隊が編成され、特に後者では山田猪三郎が作った山田式軽気球が使用された。後に着弾観測のために砲兵隊に所属した気球部隊や、太平洋戦争の秘話として有名になった風船爆弾など、現代のわれわれが風船にもイメージとはかけ離れた暗い時代を過ごすことになるのである。

2.5 日本の風船乗りたち・大プロジェクト

真狩の空は真青に晴れあがっていた。まだ秋だというのに、北海道の朝は寒い。空の青さは1粒1粒が天井に凍りついているようだったと言う。その中に鮮やかなオレンジ色の風船がひとつ浮かんでいた。

1969年9月28日、日本で最初の有人熱気球(イカロス5号)が北海道の空に浮かんだのだ。京都のイカロス昇天グループと北海道大学探検部が共同製作したものである。

ここから、日本のスポーツ熱気球の現代史は始まるのだ。

(イカロス5号)以後、まず3機の気球が浮かんだ。北海道大学探検部が(イカロス5号)以後に作った(アホウドリ)、慶応大学探検部の(フェニックス)、京都と東京の青年が集まったグループ未知の会の(ティンカーベル)がそれである。この頃のグループの意識は熱気球にスポーツとしてより、もっとアドベンチャラスなものを求めていたようである。

当時、雑誌によく“気球による太平洋横断”のプランが書かれていたことがあった。“気球による太平洋横断”==何と胸をときめかせる響きだろう。大西洋ではアメリカやヨーロッパの風船乗りたちが幾度となく飛び立ち、そしてその広がりから帰って来なかった。彼らはそれを太平洋でやってみなかった。帰って来られないかもしれない、それでもアメリカやヨーロッパの風船乗りたちのように、水平線に向って飛んでみたかった。彼らの確信は戦争中の風船爆弾の到達率だけだったのだが…。

その後、(アホウドリ)は北海道を(フェニックス)は国内を飛び続け、(ティンカーベル)は北海道や琵琶湖で飛行訓練後、アメリカへ風船旅行に行った。

(イカロス)以後の2~3年は、気球と言えば大プロジェクトを組む時代だったのである。

2.6 スポーツ・バルーンニング

(ファー・イースト・バルーン・クラブ)という社会人が集まった東京のグループがある。当時の代表の市吉三郎氏とメンバーの佐藤昇氏は、ドイツでガス気球の飛行ライセンスを、またそのメンバーの高橋徹氏は、イギリスで熱気球の飛行ライセンスを取得して帰国した。そして彼らはカメロン社より熱気球を購入することにしたのである。それはちょうど日本に熱気球の自作機が増え始め、我流の飛行術もそろそろまとまりかけてきた頃だった。

彼らは航空スポーツとしての熱気球の楽しみ方を日本に持ち込んできたといえる。気球の構造、飛行方法、その運搬方法(その頃、気球は大きなトラックに積み、乗用車を連ねて飛びに行くのが通常だった)に至るまで、その全てが当時の自作機グループには驚きだった。そしてこれを機に、日本の気球界は航空スポーツとしての風船旅行に出発したのである。

2.7 気球連盟発足

その後日本の国内にも、いくつかのグループが、熱気球を製作または購入し飛行を始めるようになった。そして、空を自由気ままに飛びまわろうとする人達もかなり増え、既に、飛行しているグループの人達においても、飛行や製作の技術等に、かなりの経験を持つようになってきた。

そのような事情が、今までサロンの形で交流を深めてきた集まりを、より確かな研究や情報交換が出来る機関を結成させるに至った。この集まりは日本熱気球連盟と名付けられ1973年9月7日に正式に発足し、1975年3月、日本気球連盟と改められ、現在では、飛行船を含む航空スポーツの機関として活躍している。